



 広 報

にしから

No. **111**
9月号

発 行 所
 山梨県南都留郡西桂町
 西 桂 町 役 場
 TEL.(05555)2121代
 印刷所 えとり印刷



敬老
 我が町最年長者
渡辺のぶさん
 (99才)

目 次

防災.....(2)	振興課.....	} (4)
町民体育祭開催.....	高額療養費の支給.....	
赤い羽根共同募金に協力を.....	行政相談週間.....	} (5)
経営安定積立金に加入しましょう.....(3)	家事相談室.....	
夕べのつどい.....	番町皿屋敷(3).....	} (6)
防犯診断実施.....(4)	長寿を祝う.....	
	保健衛生だより.....	} (6)
	自衛官募集.....	

防 災

我が国は、環太平洋地震帯に位置し、世界でも有数の地震国です。現在のところ地震の発生を予知することはできません。

しかし、いつか必ず起る地震そのものを防ぐことはできないにしても、被害を最少限に抑止めるために、私達ひとりひとりが日ごろより地震についての正確な知識を持ち、必要な準備を整えるとともに、地震が起った場合にはお互いに協力しあって冷静に行動することが必要です。

この機会に地震に対する知識を再認識してみましょう。

地震が起つたとき、私たちはどのように行動したら一番よいか——そのおもなものをあげると次のとおりです。

第一に、すばやく火の始末

「グラッ」ときたら火災発生を防がなければなりません。そのためには、はってでも火

を消すことです。家族の生命や財産を守るためには、少なくとも我が家から火の手をあげないという決意が必要なのです。



第二に、あわてて戸外に飛び出さず、まず丈夫な家具などに身を寄せる

反射的に外に飛び出すと、屋根瓦や窓ガラスの破片などが落ちてきてかえって危険です。とつさに大きいと判断したら、丈夫な家具(机、テーブル等)の下にもぐりこむなり、柱の多い所(トイレ、押し入れ等)に身を寄せましょう。倒れやすい家具のそばは避け、そして周囲のようすを見とどけることが大切です。

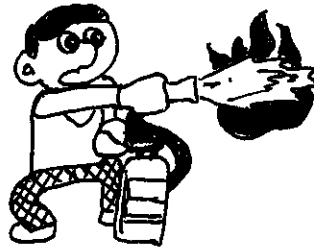


第三に、一分過ぎたらまず安心

どんな大きな地震も、大ゆわれは一二分でおさまるといわれています。だからあわてず行動しましょう。

第四に、初期消火に全力を

もしも出火したら、逃げださず消火に全力をあげる。水がなければ布団でも毛布でもよい。思いきってかぶせる。火は小さいうちに消火する。



第五に、危険箇所から離れる

狭い路地、へいぎわ、がけや川べり、石垣のそばなどからいそいで離れる。また避難の際、切断電線にふれないよう注意をする。

第六に、山津波、がけ崩れ、低地の浸水などに注意

地震の大ゆれがおさまったからといって安心できない。山ぎわ、がけの近くなどに住んでいる人はすぐに安全地帯に一応避難して様子を見る。

第七に、避難は徒歩で、持物は最少限に

道路が避難者や障害物で混雑しますので自動車などでの避難は絶対にやめましょう。また、避難するときは、当座の生活及び応急処置に必要な最少限のものだけにします。

第八に、余震を警戒し、デマに迷わず沈着な行動を

地震が起つたときは「もつと大きな地震がくるのではなにか」という不安にかられ、事実無根のデマが流れがちです。ラジオや消防、警察などから確実な情報を得て、その指示に従って行動してください。

第九に、秩序を守り衛生に注意

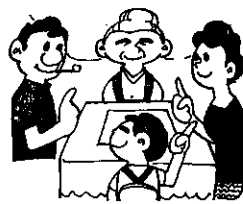
お互いに他人の迷惑を考慮して助け合い、秩序を保つ心がけが大切です。又、地震により上下水道がこわれたり、排せつ物の処理が適切に行なわれない等のため伝染病が発生する恐れがあります。このため、水道以外の水を飲む場合は、保健所、町の衛生担当者等の指示に従ってください。

確かめておこうこれだけは

△主婦の心得▽
ご主人が留守の場合は、おく

さんが一家のリーダーとなりま。ふだんから、ご主人をたよらなくてもいいだけの知識を身につけ、いざというときあわてふためいては、子供や老人の恐怖心をあおることになり、無事避難できるのも、できなくなるからです。

日ごろ、いろんな場面を想定して、それに応じた行動を検討し合うために、家族みんなで月に一度は話し合っておくのも大切なことです。



△家族会議と各人の分担▽

いざというとき家族が一致協力して対処できるよう、自分の分担事項を確認するため家族会議を開くのも一つの方法です。火元を消す人、非常持ち出しの係、誘導する人、情報連絡係など。

△非常持ち出し▽

非常持ち出し用品はひとまとめにして、いつもきままった場所に、とりやすいよう置いておきましょう。

水・食糧・貴重品・衣類・医薬品・ラジオ・その他

町民体育祭開催

皆んなでスポーツを楽しもう!!

体協主催(会長小山正敏)の昭和51年度西桂町民体育祭を、10月中旬に開催することを理事会で決定しました。

- (1) 駅伝競走 (2) 玉入れ
- (3) トンネル競走
- (4) 夫婦は仲良し
- (5) アメさがし (6) 綱引き
- (7) 民踊(婦人会)
- (8) 来賓の宝さがし
- (9) パンくい競走

- (9) タルころがし
- (10) ジャンケン競走
- (11) 安全運転
- (12) 青年六百米リレー
- (13) チビッ子六百米リレー
- (14) 年令別男子六百米リレー

積極的に健康や体力づくりのため、スポーツを楽しみながら又スポーツを通しての人間づくりも大切なことです。心身ともに健康な毎日が送れるようにしたいものです。

町民体育祭には、家中こぞって参加し、一日の余暇を楽しむゆとりをもちたいと思います。

10月 夕べのつどい
◇西桂保育所

去る八月六日、保育所において、夕べのつどいが催され、園児全体おどり「ジェンカ」を始め、親子総おどり「西桂小唄」など七種類のおどりを楽しくおどりました。中でも、末満児の「東村山音頭」には、回りで観覧の園児やおかあさん達も手拍手で声援、最後に、花火大会を



し夕べの一刻に幕を閉じました。

赤い羽根共同 募金に協力を



共同募金は、国民総参加をねらいとする奉仕運動となり、福

十月 一日 より

社社会への大きな推進力となっております。各位には、この際基本的性格を再認識し、ボランティアな福祉活動の飛躍的な強化を推進するところに、この運動の今日的意義があることを解して頂き、暖かい善意をお寄せ下さるようお願い申し上げます。

経営安定積立金に 加入しましょう!

* 申込受付を開始 *

郡内機業の経営的基盤の強化をめざして、県および町のご指導と地元金融機関の協力を得て、経営安定積立金制度の検討をすすめてまいりましたが此の度、加入申込みの受付を開始することになりました。

この制度は織機一台を単位として、1ヶ月に1000円を36ヶ月間積みたてて、生産調整の際の休業補償金に当てようとするものです。

その特色をあげますと

- 共済制度ではなく、あくまで皆さんの積立金です。
- 積立金の10%の補助金(県と町)が加算されます。
- 子機業者の積立金には親機業者が半額負担します。

積立られた積立金は金融機関が最も安全な方法でお預りいたします。

機業者の皆さん、現在の不況は今までとはちがい機業の持つ構造からくるものであるといわれております。

国内他産地との競合、開発途上国の追い上げのなかでいかに特色ある産地として生き残るかは、今後郡内産地に与えられた大きな課題でしょう。先ず産地としての経済力をつけようではありませんか。この制度は昨年来、業界のご意見等をお聞きしたなかで、産地としての永い体験をもとに体得した生活の知恵ともいえるものです。皆さんの全員加入を心からお待ちしております。

全国一斉に

行政相談週間

十月十七日(日)から二十三日(土)まで行政相談週間です。行政相談週間は、行政相談制度について広く国民に周知し、その理解と認識を深め、本制度の利用を促進し、もって行政の民主的な運営が図られるよう全国一斉に行われます。

役場の仕事について

○処理がおそい

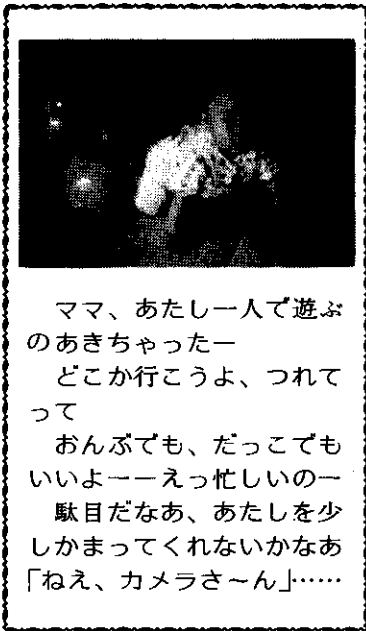
○処理がまちがっている

○説明になつとくできない

○どんな手続きをするのかわからない

○このように改めてほしいなどの苦情や意見をお持ちの方は気軽に行政相談を利用しましょう。

行政相談週間行事として、山梨行政監察局では次のとおり官



ママ、あたし一人で遊ぶのあきちゃったーどこか行こうよ、つれてって おんぶでも、だっこでもいいよーえっ忙しいのー駄目だなあ、あたしを少しかまってくれないかなあ「ねえ、カメラさーん」……

家事相談室

家庭内のもめごとは

「月曜日に都留裁判所」の家事相談室へ!!

都留裁判所では、毎週月曜日に婦人調停委員によって、家庭内のもめごと、例えば遺産分割や相続、又は扶養、夫婦間の問題等について、親身な相談に応じておりますので、遠慮なくご利用ください。

公庁合同行政相談所を開きますのでご利用ください。相談は無料です。

○官公庁合同行政相談所

十月二十日(水)午前十時より午後三時、都留市文化会館

また、当町においても行政相談を毎月二十日、行政相談委員によって行っておりますので、ご利用ください。

なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

十月十八日は

統計の日です!!

きたる十月十八日は第四回統計の日です。

統計は、一見私達の生活とは無縁な存在のように感じられがちですが、私達の生活に密接にまた、ごく身近に反映されています。例えば、道路、福祉事業など、各種の行政施策を決定するうえでのデータを提供するのも統計の役割です。調査事項は、完全に秘密が保持され、統計以外の目的に利用される事のないよう法律で定められています。正確な資料を作成し、明るく住みよい社会を建設するための統計調査にご協力ください。

★連載

嘉永年度版

番町皿屋敷 (3)

天樹院殿御守殿更屋敷

一家光公御代、五番町御旗本御小姓組の屋敷に御小姓組五人住いしと。然るに、屋敷坪数式千五百坪ありしを召し上げられて、その御小姓組は赤坂にて代地を給わ



りて、残るこの土地のことを人皆吉田御殿といひしとかや。さて、右の式千五百坪の御屋敷をば佐らや志きと呼びかける

のち年をへて天樹院殿に還わされけり。そもこのお方は、時の將軍家光公の御妹君(正しくは、秀忠の娘で千姫のこと)なり。是れ台徳院(秀忠)の御息女にて、大阪の城主撫阿口三國合せて百万石の大守、豊臣秀頼公の殿中(夫人)たりしに、元和元年同二年の大阪両度の合戦の節、秀頼公、利を失ひ、亡び給いし折から、城中の猛火の中から関本の家臣、坂崎某助け参らせし後に、江戸に帰りて後年御再縁あられ、本多平八郎忠勝の嫡男美濃守の妻に下されけり。美濃守死去して後室となり給い、天樹院殿と申しける。

いまだ家光公御代には、天樹院殿御年漸く三十の外たりしが、いと(非常に)好色の御心深く、誠に悪しく、いたづら人なり。淫乱なる御方と申し伝う。右吉田の更屋敷(建物のない屋敷の事)の儘にて御守殿に下され、結構に御普請等仰せ付けられ、早速出来、この所に住み給う。

彼、吉田大膳亮が組の、上り屋敷故吉田御殿と申し合へり。古き人の憶なる嘶を聞けり。さて又、天樹院殿には、飽迄荒淫の女性にて、多くの男と女行淫し給う事能く人の知る所なり。

御守殿の小路町を往来する若待又は町人等のうるわしき男をば御守殿の二階よりあまねく招きありて、餘多の女中の色能を出して招き給うに、好色の男招き入られし者、その男と女行淫の振舞多かりけりとなり。(続く)

